

広報 ほうじょう

昭和48年4月号

発行所 方 城 町
印刷所 栗 林 綜 合 印 刷

方 城 町 の 人 口

(4月1日現在)

人 口	7664人
男 子	3696人
女 子	3968人
世 帯 数	2127戸

香典返しのお礼

一、有吉清殿の逝去により有吉秀樹氏から方城町身体障害者協議会に寄贈していただきましたので本会のため有意義に使わせていただきます。

方城町身体障害者協議会

会長 山崎菊一

一、高津久雄殿の逝去により、高津シズ氏から方城町社会福祉協議会に寄贈していただきましたので本会のため有意義に使わせていただきます。

方城町社会福祉協議会

会長 中島義章

二、高津久雄殿の逝去により、高津シズ氏から方城町長寿会に寄贈していただきましたので本会のため有意義に使わせていただきます。

会長 永野忠男

一、久六 浄光寺住職 倉石真之殿の逝去により倉石真延氏から方城町育英基金へ寄贈していただきましたので町育英基金に有意義に使わせていただきます。

方城町長 中島義章

三月定例町議会終わる

新年度予算など可決

方城町三月定例議会は(三月十二日より三月二十四日)三月二十四日午前九時から最終本会議を開き、四十八年度一般会計予算など議案二十二件、請願七件などを採択し議会を終った。

予算総額十四億七百六十九万四千元

可決された予算は次のとおりであります。

- 一般会計予算 一億五千四百三十二万二千元
- 町立病院事業会計予算 九千八百二十四万二千元
- 水道事業会計予算 三千六四二万五千元
- 国民健康保険事業予算 一千一〇万六千元
- 同和住宅改修貸付事業会計 一千二四八万九千元

まちがいやすい 印紙税について

一、あとで正式な領収書を発行することになっている仮領収書でも、受け取ったという事実を証明するものですから、受取書としての収入印紙をはらなければなりません。

二、一つの取引について文書を二通以上作成したときには、それぞれに印紙をはらなければなりません。たとえば、不動産の売買契約書を正本と副本の二通作成し、それぞれに売主と買主が署名押印して一通ずつ持つ場合に

は、正本と副本のどちらにも収入印紙をはらなければなりません。

三、土地を売買したときに、売買契約書を作成し、その後、登記のときにさらに売渡証書を作成することがよくありますが、この場合の売渡証書にも収入印紙をはらなければなりません。

四、覚書、念書、差入書のような文書でも契約内容を証明するものは、契約書としてその内容に応じた収入印紙をはらなければなりません。

五、請負契約の場合に、請負人が完成した建物などを注文者に引き渡す際に作成する工事引渡証には、印紙税はかかりません。

六、相続人が遺産を分割する際に作成する遺産分割協議書には、印紙税はかかりません。

田川税務署

寄 贈

ヤクルト株式会社より全国自治体病院へ電気時計を寄贈。本町立病院前広場に立派な電気時計を寄贈していただいて、町立病院はもとより町民のみならずもよろこんでいます。ありがとうございます。

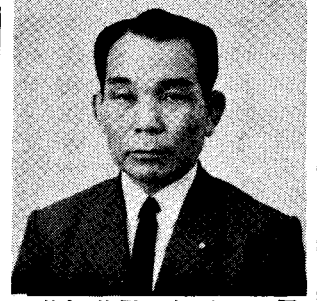


町民相談室へどうぞ

町への苦情、要望など小さなことでもどしどし相談室へ申付け下さい

議会のこの一年をかえりみて

受理番号	請願件名	採択年月日	結果
1	産炭地開発就労事業の内容改善と就労者の安定雇用を求める請願書	S47 3 23	採択
2	緊就、開就両事業の延長に関する請願書	S47 3 23	採択
3	特定地域開発就労事業に関する請願書	S47 3 23	採択
4	方城町における教育条件整備及び教職員定数確保のための決議を要請する請願	S47 3 23	採択
5	"	S47 3 23	採択
6	"	S47 3 23	採択
7	「市町村連合法案」(地方自治法一部改正法案)に反対する決議に関する請願書	S47 6 12	採択
8	矢久保地区鉱害復旧等に関する請願書	S47 3 23	採択
9	鉱害復旧促進についての請願書	S47 8 10	採択
10	昭和47年産産者米価の要求実現等に関する請願書	S47 8 10	採択
11	集中豪雨による被害復旧についての請願書	S47 8 21	採択
12	道路改修についての請願書	S47 8 10	採択
13	集中豪雨による災害復旧に関する請願書	S47 8 19	採択
14	恩給、年金制度の改善に関する請願書	S47 12 23	採択
15	失業者等就労事業の賃金引上げに関する請願書	S47 12 23	採択
16	産炭地(方城町)における教育条件整備及び教職員増員措置に関する請願	S47 12 23	採択



議会議長 山本石男

議会のこの一年をかえりみて
町議会では去る昭和四十七年一月より同年十二月までの間に提出議案六十七件請願件十六件等を採択しました。内容は次のとおりです。

議会この一年

提案年月日	議案番号	付議された事件	議決年月日	議決結果
(定例会) S47 3 11	議案第1号	昭和46年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について	3月定例会 S47 3 14	可決
"	" 2号	昭和46年度方城町国民健康保険事業費歳入歳出補正予算について	"	"
"	" 3号	昭和46年度方城町立病院事業会計補正予算について	"	"
"	" 4号	昭和46年度方城町水道事業会計補正予算について	"	"
"	" 5号	昭和46年度同和住宅改修資金貸付事業会計補正予算について	"	"
"	" 5号の2	昭和46年度同和对策農業基盤整備事業請負契約について	"	"
"	" 5号の3	昭和46年度公営住宅(同和向)新築工事請負契約について	"	"
"	" 6号	昭和47年度方城町一般会計歳入歳出予算について	S47 3 23	"
"	" 7号	昭和47年度方城町国民健康保険事業費歳入歳出予算について	"	"
"	" 8号	昭和47年度方城町立病院事業会計予算について	"	"
"	" 9号	昭和47年度方城町水道事業会計予算について	"	"
"	" 10号	昭和47年度同和住宅改修資金貸付事業会計予算について	"	"
"	" 11号	収入役公金保管預入先指定について	"	"
"	" 12号	方城町道路線の異動認定について	"	"
"	" 13号	方城町公告式条例の全部を改正する条例について	"	"
"	" 14号	方城町印鑑条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 15号	方城町職員定数条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 16号	方城町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 17号	特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 18号	方城町職員退職勧奨条例の制定について	"	"
"	" 19号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 20号	方城町税条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 21号	方城町手数料条例の全部を改正する条例について	"	"
"	" 22号	方城町育英資金貸与条例の一部を改正する条例について	"	"

提案年月日	議案番号	付 議 さ れ た 事 件	議決年月日	議決結果
(定例会) S 47 3 11	議案第 23号	方城町老人医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例について	S 47 3 23	可決
"	" 24号	方城町飼犬取締条例の制定について	"	"
"	" 25号	方城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 26号	方城町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 27号	方城町消防団員の定員・任期給与・分限及び懲戒服務等に関する条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 28号	方城町公平委員会委員の選任について	"	"
(定例会) S 47 3 21	" 29号	建物の譲渡補償等に関する契約の締結について	"	"
"	" 30号	教育委員会委員任命について	"	"
(臨時会) S 47 3 31	" 31号	昭和46年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について	S 47 3 31	"
"	" 32号	昭和47年度開就事業町民プール建設工事請負契約について	"	"
(") S 47 4 7	" 33号	田川広域市町村圏加入について	S 47 4 8	"
S 47 6 12	" 34号	昭和47年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について	S 47 6 12	"
"	" 35号	昭和47年度緊就事業山の手住宅団地造成工事の設計変更請負契約について	"	"
"	" 36号	福岡県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部変更について	"	"
"	" 37号	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更について	"	"
"	" 38号	方城町旅館建築の規制に関する条例の制定について	"	"
S 47 7 13	" 39号	昭和47年度産炭地域開発就労対策事業方城工業団地造成工事請負契約について	S 47 7 13	"
(定例会) S 47 8 7	" 39号の2	昭和47年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について	S 47 8 10	"
"	" 40号	昭和47年度方城町水道事業会計予算について	"	"
"	" 41号	専決処分の承認を求めることについて	"	"
"	" 42号	昭和47年度特定地域開発就労対策事業町立病院敷地造成工事契約変更について	"	"
"	" 43号	昭和47年度産炭地域開発就労事業町民プール建設工事契約変更について	"	"
"	" 44号	昭和47年度炭鉱離職者緊急就労対策事業山の手住宅団地造成工事契約変更について	"	"
"	" 45号	方城町税条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 46号	方城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	"	"
"	" 47号	方城町プール条例の制定について	"	"
"	" 48号	農業委員会委員推せんについて	"	"
"	" 49号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	"	"
(臨時会) S 47 10 11	" 50号	昭和47年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について	S 47 10 12	"
"	" 51号	災害による被害者に対する町税の減面に関する条例の制定について	"	"
"	" 52号	災害復旧事業に係る受益者分担金徴収条例の制定について	"	"
"	" 53号	監査委員の選任について	"	"
"	" 54号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	"	"
"	" 55号	教育委員会委員の任命について	"	"
(臨時会) S 47 11 21	" 56号	昭和47年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について	S 47 11 21	"
"	" 57号	専決処分の承認を求めることについて	"	"
"	" 58号	昭和47年度緊就事業山の手住宅団地造成工事の設計変更請負契約について	"	"
"	" 59号	町有地の処分について	"	"
S 47 11 27	" 60号	方城町中央公民館新築工事請負契約について	S 47 11 27	"
(定例会) S 47 12 15	" 61号	昭和47年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について	S 47 12 23	"
"	" 62号	昭和47年度方城町国民健康保険事業費歳入歳出補正予算について	"	"
"	" 63号	昭和47年度同和住宅改修資金貸付事業会計補正予算について	"	"
"	" 64号	決算の認定について	"	"
"	" 65号	損失補償契約締結に関する債務負担行為について	"	"
"	" 66号	福岡県町村職員退職手当組合規約の一部変更について	"	"
"	" 67号	方城町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	"	"

卒園おめでとう

卒園者六十五名

去る三月二十三日午前十時より町立保育園の卒園者六十五名男子三十名、女子三十五名の可愛い園児の卒園式を町青年婦人研修所で行いました。

楽しんで来た保育園をあとに



町立保育園 卒園のみなさん

援護関係について

お知らせ(その3)

旧金鵄勲章一時賜金受給者に対する銀杯の贈与申告について

昭和十五年四月二十九日付で金鵄勲章を受章し昭和三十八年四月一日まで生存していた者又は尚現在も生存している者に権利があります。

三、昭和三十八年四月一日以後死亡している場合は、かつてその遺族が死んだ者の名で申告できます。

注IIこれを認める証拠資料として御沙汰書か功記のいずれかが必要ですので、くわしいことは社会係までお尋ね下さい。

献血ありがとう

方城町献血推進協議会では三月二十日午前十時より午後三時まで、町青年婦人研修所まで献血を行いました。七十名のあたたかい献血をいただき、ご協力ありがとうございました。また町では献血者には必要な場合は優先的に血液をもらえる献血者のカードを町住民課で保管してありますので必要な場合は町住民課迄お越し下さい。



「国民健康保険料の税率が改正されました」

方城町国民健康保険は、設立以来二十数年間、被保険者各位の保険事業への理解と納税協力により維持してまいりましたが、近年顕著な諸物価の高騰、医療費の値上り、受診率の増加等により苦しい財政事情に追い込まれました。

よって、三月議会に税率の改正案を提出し議会の同意を得て改正の運びとなりましたので、現行税率、改正税率の比較表を別記に

環境の美化はごみ処理から

最近とくに河川やあき地などにごみの不法投棄が多くなり、いろいろな問題が

別記 改正に伴う国民健康保険料税率比較表

税種	所得割(所得の)	資産税割(資産税の)	世帯平等割額	個人均等割額	課税限度額
現行	27/100	18/100	2,000円	1,800円	50,000円
改正	32/100	22/100	2,500円	2,000円	80,000円

※ 改正は昭和48年4月1日より。

りお知らせします。事情と賢察のうえ、納税につきまして倍旧のご協力を賜りますようお願いいたします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定されました

する条例」が制定されました

昭和48年3月議会において、標記の『清掃条例』が議決され4月1日から実施されます。

各家庭の皆さんに、ぜひ知っていただきたいことをこの条例の中から抜萃して紹介いたしますので、ご一読のうえ、町内生活衛生の向上、生活環境の美化にご協力くださるようお願いいたします。

住民課よりお知らせ

1. 一般家庭の汲取り料金は、従量制により36リットル(1荷)当り80円になります。
2. 各家庭で処理できない廃棄物は適当な容器に入れ、また、運搬が容易な方法にとりまめ町が定める収集方法(現行の回収方法)に従わなければなりません。
3. 容器は、有毒性、危険性を有し、また、悪臭を発生するものであつてはなりません。
4. 河川に捨てたり、空地(公有地、私有地を問わず)に捨てることは禁止され、もし違反すれば損害賠償や原形回復を命ぜられる場合があります。

1. 各家庭で処理できるゴミ(例えば紙クズ等)は各戸で処分しなければなりません。
2. 各家庭で処理できない廃棄物は適当な容器に入れ、また、運搬が容易な方法にとりまめ町が定める収集方法(現行の回収方法)に従わなければなりません。
3. 前記の料金にかかわらず、特殊な施設または特別な事情ありと認められるものについては、町長が別に料金を定めることができます。
4. 工場等の生産活動に伴って生ずるゴミは産業廃棄物として生ずるゴミは産業廃棄物が責任をもって処理しなければなりません。
5. 工場等の生産活動に伴って生ずるゴミは産業廃棄物として生ずるゴミは産業廃棄物が責任をもって処理しなければなりません。
6. 工場等の生産活動に伴って生ずるゴミは産業廃棄物として生ずるゴミは産業廃棄物が責任をもって処理しなければなりません。

以上